

第2期十和田市過疎地域持続的発展計画(案)パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方について

1. 募集期間: 令和7年12月17日～令和8年1月5日

2. 募集結果: 5人 20件

- ・計画案を修正するもの 2件
- ・提案として、取組の参考とするもの 11件
- ・その他 7件

NO.	施策区分	意見の要約	市としての考え方	対応
1	基本的な事項	将来都市像の設定が従来の施策の枠組みを踏襲しており、第1期計画の成果や評価内容が十分反映されているようには見えない。	本計画(案)は、当市における市政運営の最上位計画である「第2次十和田市総合計画」や青森県過疎地域持続的発展方針に即して策定しております。本計画(案)につきましては、庁内担当課において事業の振り返りを行った後、旧十和田湖町区域における計画期間内に実施予定又は想定される事業について広く掲載しております。 なお、「第3次総合計画(R9～R18)」が策定された際は、本計画と照らし合わせた上で、所要の変更を検討してまいります。	その他
2		旧十和田湖町の少子化・過疎化問題の深刻さに対し、将来像の具体的目標が従来方針通りであり、その乖離が懸念される。		
3	1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P29 下段、表内「移住・定住促進事業(補助金)」について過疎地域へ移住する場合、補助の上乗せを提案し、次のとおり文言を追記。 「移住者等に対し、住宅取得費用等の一部を補助し、旧十和田湖町区域には加算を設けます。」	いただいたご意見につきましては、個別事業の取組の中で、今後の参考とさせていただきます。	提案として、取組の参考とするもの
4		十和田湖での子育てや移住・定住など暮らしの部分について、DMOでも積極的に取り扱ってほしい。	「十和田八幡平国立公園利用拠点(休屋・休平地区)マスタープラン」では、十和田湖での暮らしについて、DMOに限らず、官民及び地域により協議や連携を行うこととされております。	その他 (他計画で実施することとしているもの)
5	2. 産業の振興	休屋地区の空家対策を進めてほしい。(就労者の住居確保)	「十和田八幡平国立公園利用拠点(休屋・休平地区)マスタープラン」では、休屋地区の空家の有効活用について優先的に着手すべき事業の1つとして位置付けられております。	その他 (他計画で実施することとしているもの)
6		P36・P63 「(10)過疎地域持続的発展特別事業(観光)」について「十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金交付事業」で、過疎地域も例外(移住や移転した時期に関する文言を外す)とし補助金の上乗せを提案し、事業の追加をする。	いただいたご意見につきまして、個別事業の取組を進める中で参考とさせていただきます。	提案として、取組の参考とするもの
7	4. 交通施設の整備、交通手段の確保	P.39(1)現況と問題点 2)交通手段の確保の文言修正 「旧十和田湖町区域における公共交通は、路線バス及びコミュニティバスが地域住民の交通手段として重要な役割を担っています」 →「(前略)～コミュニティバスに加え、季節運行の観光路線である十和田北線(JRバス)が地域住民の交通手段として～(後略)」	本地域では、ご指摘の観光路線バスのほか、公共交通空白地有償運送による交通手段が確保されておりますので、以下のとおり本文を修正します。 「旧十和田湖町区域における公共交通は、路線バス、コミュニティバス等が地域住民の交通手段として～」	計画案を修正するもの
8		P.40(2)その対策 2)交通手段の確保の文言修正 「(前略)自家有償運送の活用などにより、地域特性や公共交通の利用実態に～(後略)」 →「(前略)自家有償運送の活用、近隣自治体の交通政策との連携などにより、地域特性や公共交通の利用実態に～(後略)」	現時点では、近隣自治体(小坂町)との交通施策の連携を行う計画はありませんが、ご意見として関係者へ情報提供いたします。	その他

NO.	施策区分	意見の要約	市としての考え方	対応
9	5.生活環境の整備	P47・63 下段、表内「空家等解体撤去費補助金交付事業」について過疎地域において解体撤去する場合、補助の上乗せを提案し、次のとおり文言を追記 「老朽化による倒壊等、保安上の危険を引き起こす恐れのある空家等の解体撤去等に対して補助し、旧十和田湖町区域には加算を設けます。」	いただいたご意見につきましては、個別事業の取組の中で、今後の参考とさせていただきます。	提案として、取組の参考とするもの
10	6.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	町内会が運営するのではなく、0歳児から入園が可能となるよう認可保育園にしてほしい。	十和田湖畔区域の保育事情について、大変厳しい状況であることは認識しており、市としても安定的な保育の提供のための方策を検討しているところではありますが、実現するまでは休屋町内会のご協力をお願いするとともに、地域おこし協力隊(保育士)の募集を継続したいと考えております。いただいたご意見は、今後の施策を進める中で参考とさせていただきます。	提案として、取組の参考とするもの
11	市で保育士を雇い、当該保育園に派遣してほしい。さらに、保育園留学などにも対応できるようにしてほしい。			
12	P.50(2)その対策 1)児童の福祉の文言追記 次のとおり文言を追記 「現在町内会において運営されており、認可外保育園となっている十和田湖保育園につき、保育所または認定こども園としての再設置を目指し、運営法人の公募を継続する。」			
13	11.再生可能エネルギーの利用の推進	P59 中段 11.再生可能エネルギーの利用の推進(1) 現況と問題点について 次のとおり文言を追記・修正 「八甲田山系の広大な森林や十和田湖、奥入瀬溪流などの貴重な自然は、市民の共通の財産として、生活に潤いや安らぎをもたらすものです。都市部からの移住者にとっても、観光目的で訪れる国内外の方にとっても、美しい景観や生物多様性の豊かさは十和田市が選ばれる重要な要素となっています。このふるさと自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。(中略)」	いただいたご意見をもとにP60 12.その他地域の持続的発展に関し必要な事項の(1)現況と問題点に、次のとおり修正追記します。 「十和田湖、奥入瀬溪流などを含み十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然は市民の共通の財産であり、移住希望者や観光客等から本市が選ばれる重要な要素となっています。この自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。」	計画案を修正するもの
14	その他	「事業の選択と集中」という方針について、過疎化地域では切り捨て案を意味する可能性があり、それへのフォローが重要である。	本計画(案)は、旧十和田湖町区域を維持・発展していくための計画であり、「事業の選択と集中」の考え方は、限られた財源の中で効果が見込める事業を優先的に実施していくことを示しております。	その他
15		行政計画の効果や評価システムには限界があり、短期的成果を追い求めるだけでなく、持続可能性の進捗を市民に提示する必要性がある。	当市では毎年度、事務事業評価を実施しているほか、各種計画の策定にあたってはこれまでの取組の分析・評価等の振り返りを行っております。計画の評価方法について、今後も調査・研究してまいります。	提案として、取組の参考とするもの
16		特別措置法による支援だけに頼らず、十和田市独自の過疎化対策が求められる。	当市では、現状の自主財源のみで市全体の維持・運営を続けていくことが非常に困難な状況です。また、法に基づく過疎対策事業債は、過疎地域に指定されている旧十和田湖町区域に限り活用可能な特別な財源であり、市の持続可能な運営と過疎対策への取組に有効に活用していきたいと考えております。	その他

NO.	施策区分	意見の要約	市としての考え方	対応
17	その他	青森県の人口減少率の深刻さから、交付金頼みではなく価値創造への転換が必要である。	本計画(案)は、旧十和田湖町区域について記載しておりますが、市内のその他の地域におきましても、地域を維持していくことは課題であると認識しており、市総合計画等において重点課題として位置付けております。いただいたご意見は、今後の施策を進める中で参考とさせていただきます。	提案として、取組の参考とするもの
18		過疎化問題には独自のランドデザインを策定し、地域の持続可能性を確立する必要性を述べ、最悪のシナリオも予測すべき。		
19		十和田市の自然や歴史を生かし、「新農本主義」という価値観を基盤に未来を目指すことを提案する。		
20		少子化・高齢化・過疎化という複合的問題に対処するには市民の知恵を結集する専門的機能が必要である。		